

# 市民とつくる自立したまち【自治・行政】

## 【大項目】市民参画を推進する

## 資料3

### 【現状と課題】

魅力ある都市づくりや個性ある地域づくりを進めるためには、住民と行政がそれぞれの果たすべき責任と役割を自覚し、互いに尊重しあいながら協働で取り組むことが重要です。

本市においては、これまで「地域におけるまちづくり条例」を施行するとともに、「地域におけるまちづくり基本計画」を策定し、市から地域コミュニティ（まちづくり協議会）への財源の移譲や事務の委任を図ってまいりました。

今後とも地域コミュニティが一定の裁量を持ち、自治型のまちづくりに取り組めるよう地域住民の自治意識を高めていくことはもちろん、リーダーとなる人材の育成や相談体制の充実を図ることが必要です。

また、地域を越えて特定のテーマごとに活動するNPOなどの市民活動団体は多く設立されているものの、自立的な活動を続けていく上では財政的基盤が脆弱であり、経営ノウハウや他団体についての情報も不足している状況です。

そこで、企業活動を通じて、このような団体への寄附の動きの活性化を図るとともに、行政との関係だけでなく、NPO同士、あるいは企業とNPOなど、多様な主体間のネットワークを強化していくことにより、自立的で質の高い活動を促していく必要があります。

また自立したまちづくりには、男女共同参画社会の実現が不可欠です。本市では、審議会等における施策や方針の決定過程への女性参加を促進するため、「女性登用計画」を策定するなど、計画的な登用を進めてきました。

しかしながら、平成23年度における女性登用率は3割弱であり、目標の4割には達しておらず、また就業率は、各年代とも愛媛県全体を下回る水準にあります。

このような状況を改善し、社会のあらゆる分野において男女共同参画を進めるためには、育児や介護の負担が女性に集中しない環境のほか、ワーク・ライフ・バランスのとれた労働環境の整備や女性の能力開発に寄与する生涯学習の充実などが求められています。

また、市民参画による政策形成を図っていくためには、行政情報の積極的な発信はもちろん、市政参加機会の充実が必要です。

これまで、市内に転入された方などに対し、市民の暮らしに関わり深い情報をまとめた「まつやま市民便利帳」や広報紙など、さまざまな媒体を通して、市政についての理解と協力を求めてきました。

今後もインターネットの普及をはじめ、情報収集手段の多様化に即した効果的で効率的な広報活動の充実を進める必要があります。

そのほか、市民参加型のシンポジウムや市長へのわがまちメールの実施、また、タウンミーティングでの意見交換など、一方通行に終わらない対話型の政策を展開することで、市民参画による政策形成を進めていくことが重要です。

中項目	小項目	(1)取組の柱	(2)方向性	(3)背景・根拠
市民主体のまちづくり	地域団体活動への支援	まちづくり協議会などの地域団体への活動支援	地域コミュニティ活動に対する相談支援体制の充実 地域指導者の育成支援及び住民自治意識の醸成 新たに住民自治組織を結成しようとする地区への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>地方分権が進展する中、国から県、そして市へと権限と財源と責任が移譲されているが、そこからさらに地域コミュニティへ移譲することではじめて真の地方自治は実現すると考えている。</li> <li>また、魅力ある都市づくりや個性ある地域づくりを進めていくには、住民と行政がそれぞれの果たすべき責任と役割を自覚し、協働してまちづくりに取り組んでいくことが重要である。</li> <li>平成21年に「地域におけるまちづくり条例」を施行し、庁内体制、関係例規の整備、関係事業との調整といった制度整備を図った。</li> <li>また、「地域におけるまちづくり基本構想」及び「同基本計画」をもとに、財源の移譲、事務の委任を図っている。</li> <li>本市では、住民は、自助・共助・公助の原則に基づき、地域コミュニティの一層の連携を図るとともに、身近な地域の公益活動を市と分担し合いながらまちづくりに努め、市は、権限と財源と責任を地域コミュニティへ移譲していきながら、地域コミュニティが一定の裁量を持ち、自己決定、自己責任によって、いわば自治型のまちづくりに取り組めるような様々な施策を展開している。</li> </ul> <p>根拠条例等 松山市地域におけるまちづくり条例 松山市地域におけるまちづくり補助金交付要綱 松山市地域におけるまちづくり交付金交付要綱</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域に交流の輪を広げるとともに、子供達の豊かな感性の醸成する目的として、平成23年8月供用開始した松山市地域交流センターグラウンドの芝生化を図ります。芝生の管理は、地元まちづくり協議会との協定により、地元地域主体での管理を行います。</li> <li>堀江航路廃止に伴い港周辺のにぎわいは喪失され、人通りも年々減少する傾向にある。そのため港周辺ではそれに伴う地域の収益減や治安悪化を懸念する声が高まっている。そのため、地元住民等と連携した港祭りイベント等を通して、にぎわい再生の実証実験を行うとともに、港施設の維持・管理を行う空港港湾課との連携を図っていく。</li> </ul>
		地域コミュニティ活動の拠点整備	老朽化した施設の整備及びコミュニティ活動拠点の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域コミュニティの拠点である河野地区の横谷集会所は、築後60年を経過し老朽化が激しいため、合併建設計画に基づき整備を行います。</li> <li>また、旧北条市から引き継いだコミュニティ集会所(全84館)についても、コミュニティ活動の拠点であることから、消防用設備の保守点検、緊急性に応じた維持管理を行います。</li> <li>三津浜地域における住民や来訪者が共に快適に過ごせる拠点施設として、また、地域の相互交流の空間として松山市地域交流センターを整備した。</li> </ul>
市民協働の推進	NPOなどの市民活動団体への活動支援	1.自立のための財政的支援の拡充 2.自立のための学習支援の充実 3.自立のための相談機能及び情報提供能力の向上 4.NPOへの寄附文化の定着化の推進		<ul style="list-style-type: none"> <li>本市においては、NPO(市民活動団体)は多く設立されているが、その運営においては自発的かつ自立的であることが求められている。しかしながら、多くのNPOにおいては財政的基盤が非常に脆弱な状態にある。また、NPOにおいては、会計管理に関するノウハウや法令等、様々な情報が不足しており、本市NPOサポートセンターによる講座への参加及び助成金情報等の提供、各種相談についての要望が強い。また、東日本大震災もあり、企業、行政や日赤等の公的機関への寄付行為が近年活発になりつつあるが、個々のNPOに対する寄付については相手方の状況等がわかりづらいということもあり進んでいない状況にある。</li> </ul>
		NPOなどの市民活動団体と様々な活動主体とのネットワーク化の推進	1.NPO同士のマッチメイクによる、組織力の拡充とNPOのネットワーク化の推進 2.行政、企業とNPOとのマッチメイクによる協働とネットワーク化の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>本市の個々のNPOの実情は、専任スタッフを配置できる団体はごく少数であり、手弁当型の個人経営的な側面が強く、組織力が弱い。また、自団体以外のNPOについての情報も不足している。こうしたNPOへの支援策として、それぞれのNPOが持つ強みを生かし、不足する人材を補いながら公益活動を行えるようなマッチングが求められている。また、企業等からのNPOに対する支援はまだ不足しており、NPOの活動について企業等の事業者や団体に情報提供するとともに、行政だけでなく、企業等とNPO、NPO同士による協働とネットワーク化を進める必要がある。</li> </ul>
男女共同参画の推進	お互いを尊重し多様な意見を反映できる男女共同参画の推進	男女の人権の尊重		<ul style="list-style-type: none"> <li>「男女の人権の尊重」は、男女共同参画社会の基礎となるものであり、配偶者からの暴力、セクシュアル・ハラスメント、性犯罪等の人権を侵害する行為の根絶は、男女共同参画社会の実現のために重要である。</li> <li>生涯を通じて男女の性差に応じた健康づくりを推進するとともに、健康をおびやかす問題への対策を進め、誰もが健康で明るく生活できる環境を整備する必要がある。また、情報通信技術の発達により、膨大な情報が氾濫する中で、メディアからの情報を男女共同参画の視点に立ち、自主的に判断して活用する能力の向上のための取り組みを進める必要がある。</li> </ul>
		男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し		<ul style="list-style-type: none"> <li>男女が性別にかかわらず、個人がどのような生き方を選択しても、それに対して社会制度や慣行が中立的に働こう、国においても税制や年金制度等社会制度のあり方について検討が進められているが、本市においても広く周知・啓発を行う必要がある。また、近年は情報化・国際化が進展し、国籍や性別にかかわらず、多様な生き方を認め合う意識を醸成するとともに、世界の恒久平和の実現や女性の地位向上への貢献につながるよう、市民による身近な国際交流活動を促進する必要がある。</li> </ul>
		政策等の方針決定過程への女性の参画拡大		<ul style="list-style-type: none"> <li>国においては、ポジティブ・アクション「2020年30%」として、社会のあらゆる分野において女性が占める割合が30%以上になるよう期待するとして目標に向けて様々な取り組みを行っている。本市においても地域や職場の代表者に占める女性の割合は低く、方針決定過程への女性の参画は進んでいない状況にあり、男女が社会の対等な構成員として、市の政策・方針決定過程に共に参画し、拡大を進めることが必要である。</li> </ul>

中項目	小項目	(1)取組の柱	(2)方向性	(3)背景・根拠
市民主体のまちづくり	男女共同参画の推進	社会のあらゆる分野と場面における男女共同参画の推進	家庭生活における活動と他の活動の両立	<ul style="list-style-type: none"> <li>・少子・高齢化が進展する中で、男女が安心して子どもを産み育て、家族としての責任を果たすことは重要。子育てや介護の支援により、男女が共に仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を実現する必要がある。また、地域は、家庭とともに人々にとって最も身近な暮らしの場であり、そこでの男女共同参画の推進は、男女共同参画の実現にとって重要。男女が共に地域社会に参加しやすい環境を整備し、出番と居場所のある地域づくりを進める必要がある。さらに、女性は男性よりも長寿であり高齢者に占める割合が高いため、女性の方がより高齢者施策の影響を受ける。性別や年齢、障がいの有無にかかわらず、誰もが安心して暮らせる環境整備やセーフティネットを確立することが必要である。</li> </ul>
			労働の分野における男女共同参画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・雇用等の分野で女性が男性と均等な機会を享受し、意欲と能力に応じた均等な待遇を受ける状況を実現することは極めて重要。仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)が図られるような労働条件・労働環境の整備を進める必要がある。</li> <li>・また、価値観・ライフスタイル等に応じ、多様かつ柔軟な働き方を選択でき、それぞれの働き方に応じた適正な待遇・労働条件が確保されることは、能力の発揮を促進する上で重要。さらに女性は、農林水産業において重要な役割を果たしている。食の安全や消費者ニーズに関心のある女性の参画は農林水産業の振興に不可欠であることから、関係機関等における方針決定過程への女性の参画を進める必要がある。</li> </ul>
		社会のあらゆる分野と場面における男女共同参画の推進	教育の分野における男女共同参画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女が共に自立して個性と能力を発揮し、社会形成に参画する必要がある。市民一人一人が男女平等についての意識や自立の意識を持つことが不可欠。性別にかかわらず、人権尊重を基盤にした男女平等の形成を促すために、学校、家庭、地域など社会のあらゆる分野において男女平等を推進する教育・学習の充実を図ることが求められている。また、男女が個性と能力を十分に発揮し、社会のあらゆる分野に参画していくためには、女性が多様な選択ができるための知識や技能の習得ができる女性の能力開発(エンパワーメント)に寄与する生涯学習が重要である。</li> </ul>
市民参画による政策形成	市政参加機会の充実	市民との対話の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成23年1月から市内各地域で実施しているタウンミーティングを引き続き各地域で実施する。</li> <li>・当面する市政の課題について、市民と職員がともに考える「笑顔のまつやまわがまち工房」、職員が市民のもとに出向き市政に関する説明等を行う「笑顔のまつやま まちかど講座」を実施する。</li> <li>・年賀交歓会を通じ市政に関する市民との意思疎通を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内各地域での市民主体のまちづくりに対する意識づけを図るため、市長自ら各地域に出向き、地域住民と地域の魅力や課題について意見を交わすことにより、地域の宝や今後のまちづくりを進める上での課題に対する認識の共有を図り、市と連携しながら市民が主体となったまちづくりを進める必要がある。</li> <li>・市民参加の手法を市民、職員双方が体験し、市民及び職員の意識の高揚を図る必要がある。</li> <li>・市の政策、施策を直接市民に説明し、意見をいただくことで、政策、施策の問題点や課題を認識し、政策、施策への反映を図り、市民ニーズに合った政策形成、施策の実施を図る必要がある。</li> </ul>
		市民の提言機会の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市長へのわがまちメール事業や一般広聴事業を実施する。</li> <li>・市長へのわがまちメール事業では、専用はがき、eメール、ファクス、手紙などで意見、提言を受け付け回答することで、市民ニーズを把握し、今後の施策反映につなげていく。</li> <li>・一般広聴事業では、市政に関する意見・要望等への対応に係る調整を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専用はがき、eメール、ファックス等で寄せられる市民からの意見や提言などを一括して市民相談課で受付、各部に回答を求めるとともに、データを要約し、市民ニーズの把握に努める。</li> <li>・市民の市政に対する発言機会の拡大、市政と行政の情報の共有化が図られ各部局で新規事業や事業立案の中に活用することができる。また、職員が市民の声を肌で感じることで意識の向上につながる。</li> <li>・市政に関する意見・要望等、窓口や電話等での聴き取りをした事項についても担当課へ回答依頼を行い、正式回答として返信することで説明責任の遂行に努めている。</li> </ul>
			条例制定・改廃や各種の計画策定に当たり、積極的に市民意見を求め、可能な限り反映できるよう周知方法の検討などを進める。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民意見公募手続制度(パブリックコメント)は、市の政策形成過程において市民からの意見を募ることによって公平性・透明性の確保を図るとともに、市民の市政への参画の機会の拡充を目指すものである。</li> <li>・今後についてもPRRをより積極的に行うとともに、適正な運用の徹底や制度のさらなる充実に向けた検討を行う必要がある。</li> </ul>
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・学生からの政策提案</li> <li>・市民参加型シンポジウム等の開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・松山市内には多くの大学や短期大学、専門学校が立地しており、学生がまちづくりに参加し、政策提案を行うのに適した環境がある。</li> <li>・日常の学生生活では、まちづくりや地域活動に目を向ける機会が限られていることから、政策論文の募集を通じて、学生の市政参加を推進するとともに、優れた提案については具現化して市政に反映させる。</li> <li>・(社)松山青年会議所との共催事業として、「まつやま市民シンポジウム」を開催し、市民と行政がともにまちづくりについて考え、意見交換する場を設けることによって、市民のまちづくりへの参画を定着させる。</li> </ul>
			お客様サービスの向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「水道ビジョンまつやま2009」(平成21年3月策定)の中での取り組み項目である。</li> <li>・お客さまの生活を支える水道として信頼を得ていくためには、お客さまニーズに応えた事業運営が大切である。そこで、水道事業者とお客さまとの円滑な双方向のコミュニケーションツールとして水道モニター制度を活用し、多様化するお客さまニーズを把握していく必要がある。</li> </ul>
	行政情報の発信	市政情報の提供手段の充実	市民の暮らしに関わり深い情報をまとめた「まつやま市民便利帳」を発行し、市政情報を提供する。	
		広報活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広報紙やホームページ等各種媒体の特性を活かし、タイムリーで効果的な情報発信に努めるとともに、マスコミを活用したパブリシティ活動(マスコミなどに対し積極的に情報を公開し、報道されるよう働きかけること)を推進する。新たな広報媒体については、費用対効果や市民ニーズ等を勘案したうえで導入する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・近年のインターネットをはじめとする情報媒体の多様化に伴い、市民の市政情報の入手方法も変化の兆しがある。今後の市政運営において、広報活動が果たすべき役割は大きくなる一方であるため、既存のメディアを効果的に活用するとともに、各種広報媒体の特性を活かすことで、より効果的かつ効率的な広報活動を実施する必要がある。</li> </ul>

【大項目】地方分権社会を推進する

【現状と課題】

地方分権が進み、高齢者福祉や子育てなど、住民に身近な問題についてのニーズが高まる中、基礎自治体としての役割はますます大きくなっている一方で、経済不況の長期化や高齢化の進行など、財政を取り巻く環境は一層厳しくなっていくことが見込まれます。

このような中、本市は基礎自治体としての自主性・自立性の向上に向けて、国・県への情報発信機能や情報収集力を高めるとともに、広域的な連携を推進することにより、地域相互の個性が活きる発展を図ることが必要です。

これまで本市では、行政改革大綱や集中改革プランにおいて、業務の効率化や民間委託の推進による「職員定数管理の適正化」に取り組み、人口当たりの総職員数の少なさでは中核市の中でもトップクラスを維持するなど、効率的な行政を推進するための体制強化を図ってきました。

しかしながら、団塊世代の大量退職などに伴い、経験豊富な職員が大幅に減少してきており、これまで個人レベルで蓄積してきた様々な技術やノウハウを若手職員らに継承していくための取り組みが急務になっています。

加えて、市有建築物の老朽化が進んでおり、住民の年齢構造やニーズの変化に応じた活用方策を見据えつつ、計画的に更新していくことにより、財政負担を軽減するとともに平準化できるような工夫が必要です。

また、財源の確保については、市税の適正・公平な課税及び徴収の推進に向けて、「市税催告センター」を通じた滞納累積の未然防止や、徴収強化を進めており、今後は、公金支払い方法の多様化など、市民のニーズやライフスタイルを見極めながら、確実な徴収収納に向けた取り組みも進めていく必要があります。

そのほか、窓口サービスや支所機能の充実に向けた人材育成の強化をはじめ、情報システムを有効に活用した市民サービスの向上や業務の効率化、また個人情報厳格に保護されるよう、個人情報保護条例に基づく制度の適正な運用を図ることが必要です。

中項目	小項目	(1)取組の柱	(2)方向性	(3)背景・根拠
効率的な行財政運営の推進	効率的な行政を推進するための体制強化	行政評価の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施策の重点化を明確化するための施策評価手法を検討・確立する。</li> <li>・「選択と集中」を基本とした事業の選定を実施する。</li> <li>・違法・不正の指摘にとどまらず、指導に重点をおいて監査等を実施し、もって、市の行政の適法性、効率性及び妥当性を保障する。</li> <li>・地方公共団体の行政体制の整備と適正な予算執行の確保のため、監査委員の監査を補完し、監査機能の一層の充実を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地球環境問題や国際化の進展、少子・高齢化や人口減少時代を迎えるなど、社会情勢が急激に変化する中で、市民ニーズの多様化・高度化に対応しなければならない。</li> <li>・また、社会保障費の増大等による厳しい財政状況において、地方分権社会にも対応できる地方自治体として、将来像の実現に向けた効果的な施策展開を図らなければならない。</li> <li>・そこで、新たな総合計画を策定するにあたっては、更なる「選択と集中」を図るための実行的・効率的な施策評価手法について検討をする必要がある。</li> <li>・地方自治法第199条に基づいて、市の財務に関する事務の執行等が、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼に、毎年度少なくとも一回以上期日を定めて定期監査を実施する。また、財政援助を行っている団体等に対し、援助に係る出納その他の事務の執行が、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼に実施する財政援助団体等に対する監査を実施するとともに、市の事務の執行が適正かつ効率的に、法令の定めるところに従って行われているかどうかを主眼に実施する行政監査等を必要に応じて実施しなければならない。</li> <li>外部監査制度は、平成9年6月の地方自治法の一部改正により創設された制度で、地方分権の推進に対応した行政体制の整備と適正な予算執行の確保を図るため、地方公共団体における監査機能の独立性・専門性の強化を図る観点から、監査委員の機能と併せ、外部の専門家による監査の実施を可能とした制度である。</li> </ul>
		事務事業の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・効率的かつ効果的な事務事業の見直し及び手法の検討・確立</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・限られた経営資源を有効活用するためには、市民ニーズを的確に捉え、市民ニーズに見合った行政サービスを提供し、形骸化したものや時代の変化とともに市民ニーズとズレが生じているものは見直す必要がある。今後も厳しい財政状況が続くことが想定されることから、松山市行政改革プラン2012に基づき、業務の統廃合など引き続き業務改善に取り組むとともに、事務事業の見直し手法の改善についても検討を進めていく必要がある。</li> </ul>
		民間との役割分担	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定管理者制度導入施設の検討</li> <li>・指定管理者制度導入施設のモニタリング強化</li> <li>・包括的民間委託の推進</li> <li>・共同給食調理場、保育所の民間委託の推進</li> <li>・PFI制度活用の検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民間でできることは民間に積極的に任せるという考え方を基本に、指定管理者制度や民間委託をさらに拡大していくことで、市民サービスの向上やコスト削減を図る。</li> <li>・また、事業の委託範囲や発注方法などについて適正化を図りつつ、PFI制度(民間の資金、経営能力及び技術能力を活用して公共施設等の建設、維持管理、運営等を行う公共事業を実施するための手法)の活用など、新たな手法についても検討を進める必要がある。</li> </ul>
		民間事業者とのパートナーシップの継続	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民間事業者とのパートナーシップの継続</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「水道ビジョンまつやま2009」(平成21年3月策定)の中の取り組み項目である。</li> <li>・限られた経営資源でよりきめ細かなサービスを提供し続けていくためには、積極的に新たな経営手法を導入していく必要がある。これまでも、民間的経営手法であるDBO(公共が資金調達を担い、設計・建設、運営を民間に委託する方式)の導入や、業務の包括的なアウトソーシングなど、ニューパブリックマネジメント(より質の高い行政サービスを提供するため、民間企業の経営手法を公共部門に取り入れるもの)の展開に取り組んできた。今後も、民間事業者とより良いパートナーシップを築きながら、民間委託の成果について定期的にレビューし、改善すべきところは改善していく必要がある。</li> </ul>
		定員管理の適正化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政改革プラン2012実施計画に定める目標の遵守</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長引く景気低迷により、国・地方ともに財政状況が厳しさを増す中、持続可能な行財政運営が求められる。</li> <li>・このような中、本市はこれまで行政改革大綱や集中改革プランにおいて、業務の効率化や民間委託の積極的な推進による「定員管理の適正化」に取り組み、人口当たりの総職員数では中核市の中でもトップクラスを維持している。</li> <li>・今後も、市民サービスの確保を念頭に置きつつも、業務の簡素化・効率化等により定員管理の適正化に努めていく必要がある。</li> </ul>
		組織機構の再編・見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市の実情に合わせた組織機構の継続的な再編・見直し</li> <li>・外郭団体の公益法人化</li> <li>・出資法人への関与の縮小</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・松山市の実情に合わせた行政サービスを提供していくため、組織の機能性や効率性を追求することを基本とし、市民ニーズを的確にとらえた行政サービスを総合的に提供できる業務執行体制の整備に向けた組織機構の再編・見直しを行う必要がある。</li> <li>・市の外郭団体は、これまで団体自身の取組みにより、コスト削減、収益性の向上及びサービスの向上に向けて取り組んできた。しかし、現在、公益法人制度改革への対応、指定管理者制度の導入による影響など、外郭団体を取り巻く環境は厳しく、市としても、団体との連携のもと、公益性の確保(目的の明確化)、市との連携強化による公共サービスの向上、自主的な組織運営、市民ニーズや社会ニーズに適合した効果的な事業実施、地域住民、団体等とのネットワークの構築を目指し、更なる見直しに取り組む必要がある。</li> </ul>
公共工事に係る検査及び設計審査体制の充実・強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事請負等の技術管理に係る調整</li> <li>・工事請負等の契約に係る技術提案に対する技術審査及び技術評価</li> <li>・工事請負等の契約に係る設計の審査</li> <li>・工事請負等の検査及び成績評定</li> <li>・委託契約に係る業務内容と価格に関する調整</li> <li>・公共工事コスト削減対策</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国により制定された「公共工事の品質確保の促進に関する法律」や、本市の厳しい財政状況により、インフラ整備に係る事業費削減の必要性が高まっている。このため、従来からの検査体制や設計審査体制の充実・強化を図るとともに、公共工事のコスト構造改革に関する取組や事業の計画策定段階からの審査等の「技術管理に係る総合調整」を行う必要がある。</li> </ul>		

中項目	小項目	(1)取組の柱	(2)方向性	(3)背景・根拠
効率的な行財政運営の推進	職員の資質向上	職員のやる気を引き出す組織風土の醸成	時代とともに変化する市民の価値観に応じて、将来において適切かつ円滑に責任ある行政運営を展開していくためには、組織における重要な資源である「人材」の確保、育成、活用のシステムを常に見直し、職員のやる気を引き出す人材育成システムの構築を行うとともに、職員のやる気を育てるための組織風土を形成する。 また、住民の地域活動をサポートしていくため、職員の能力養成や環境整備を図る。さらに、限られた経営資源を有効に活用し、効率的な行政執行体制を実現するためには、職員力の向上や政策立案能力の強化も欠かせないことから、引き続き職員提案制度を実施・活性化することで、行政経営の質的向上を目指す必要がある。	・近年におけるわが国の社会情勢は、少子・高齢化、国際化、高度情報化等が著しく進む見込みから、顕著化してきた地球環境問題、経済の低成長への対応など山積する課題を抱える中で、厳しい財政運営を迫られている。そのことにより、地方自治体においては、地方分権を推進し、創意と工夫に基づき自己決定、自己責任による自主的・自立的な行政を一層推進することが求められている。そのため、専門的な知識と幅広い視野を持ちながら、課題解決に向けて、より効率的・効果的な財政運営を担い、来るべき地域主権を確立していくための意欲と能力を持った職員の育成が急務となっている。
		実効性のある多様な職員研修	・職場研修 ・自主研修 ・職場外研修(階層別研修・特別研修・選択制研修・派遣研修)	・限られた行財政資源の中で、賑わいと活力に満ちたまちづくりを迫っていくためには、市民一人一人の声を大切にすることを基本としながら、松山市独自の強みをいかした施策を戦略的かつ継続的に展開し、自主財源の確保や経費の節減、事務事業の効率化など、より一層の厳しい事業の選択と集中を図るとともに、少数精鋭の組織体制の推進など、不断の経営努力を実行していく必要がある。 ・そこで、「松山市人材育成指針(平成22年4月策定)」に基づき、改めて「全体の奉仕者」としての自らの使命と責務を自覚し、より高い倫理観を持って市民の信頼の確保に努めるとともに、「一人でも多くの人を笑顔に」という志を掲げ、高度な知識や幅広い視野を持って自ら行動し、固定観念にとらわれない柔軟な発想ができる、常に市民目線に立って改善意識や経営感覚を持ち、多様化・複雑化するニーズに即応できる職員を育成する必要がある。
			全国都市監査委員会を始めとする諸会に参加することにより、他都市との協調を図るとともに、監査に関する研修、調査、研究の実施及び資料の交換等を行う。	・愛媛県都市監査委員協議会において「会長都市」となっているほか、平成24年度は全国都市監査委員会では「評議員都市」、西日本都市監査事務研修会では「委員都市」、四国地区都市監査委員会では「理事都市」となるなど、愛媛県の中心都市として情報収集を行い職員の能力アップを図る必要がある。
			・技術の継承と人材育成	・「水道ビジョンまつやま2009」(平成21年3月策定)の中の取り組み項目である。 ・団塊世代の大量退職に伴い、経験豊富な職員が大幅に減少している。このため、これまで暗黙知として個人レベルで蓄えられてきた技術やノウハウが失われようとしている。 ・そこで、こうした技術やノウハウを可能な限り文書化し、目に見える形で残していくとともに、若手職員がこうした技術を継承できるような職場環境を整備していく必要がある。
健全な財政運営	持続可能な財政運営の維持	各課が所管する公共施設の更新計画の策定を進めるなど、中長期的な展望のもと、持続可能な財政運営に努める。 ・今後の大型プロジェクトについては、これまでと同様に、必要な一般財源の一部をあらかじめ基金に積み立てるとともに、将来の財政負担を抑制すべく、計画的な市債発行に努める。	・昨年から続く欧州の政府債務危機による世界的な景気後退リスクの再燃やイラン情勢の緊迫化による原油価格の上昇など、日本経済の先行きに不透明感が漂う状況下において、国と地方を合わせた長期債務残高は1,000兆円に迫るなど、国・地方ともに厳しい財政運営を余儀なくされている。 ・本市においても200億円を超える生活保護費や多様化する市民ニーズ、まちの賑わい創出、老朽化した公共施設の更新など財政需要は増加傾向にあるが、現下の経済状況では市税の大幅な伸びは期待できず、歳入の約半分を地方交付税や国県補助金、市債に依存するなど、本市の財政は厳しい状況にある。	
		・現在の『健全な財政運営へのガイドライン』について、平成25年度中に見直しを行い、新たなガイドラインを策定する。	・今後も本市の財政は厳しい状況が続くと見込まれるなかで、一人でも多くの人が笑顔になるよう市長公約事業の着実な推進に向けて引き続き健全財政を維持していくためにも、平成21年3月に数値目標の見直しを行った『健全な財政運営へのガイドライン』を堅持していく必要がある。	
		『公共下水道事業の経営健全化のためのガイドライン』の数値目標を達成する。	・事業経営の健全化が急務とされている公共下水道事業については、「第3次松山市下水道整備基本構想」の目標として掲げる平成34年度までの単年度赤字の解消や債務の縮減を確実に実現する必要がある。	
		・建設改良基金への積み立て	・「水道ビジョンまつやま2009」(平成21年3月策定)の中の取り組み項目である。 ・水道利用者に、安全で安心できる良質なサービスを供給するためには、計画的な施設の更新が必要である。本市水道事業の基幹となる市之井浄水場ほか2つの浄水場については、近い将来全面的な更新時期を迎えることとなるため、平成24年4月に建設改良基金を創設し、その膨大な事業費の負担を将来世代に先送りすることなく所要資金を計画的に積み立てることで、世代間の負担の公平化を図る必要がある。	
	・ナイター競輪の円滑な開催運営 ・競輪業界全体の高コスト構造や制度の見直し ・特別競輪の誘致 ・新規ファン開拓策の推進 ・ガールズ競輪・ミッドナイト競輪等の研究及び実施検討	・ここ数年、競輪事業を取り巻く環境は厳しさを増しており、景気の低迷やレジャーの多様化等の影響を受け、全国の車券売上額は平成3年度の約2兆円弱をピークに、平成22年度はピーク時の3分の1にまで落ち込んでいる。 ・競輪ファンは、年々減少しているとともに、高齢化が進行し、平成21年度では60歳以上が占める割合は50%以上となっており、女性や若者をターゲットにした「新規ファン獲得策」に積極的に取り組む必要がある。 ・平成23年度は「サマーナイトフェスティバル(GⅡ)」の誘致に成功し、スター選手が多数出場することから、多くの競輪ファンに会場いただいたほか、女性専用ゲートやガイドンスコーナを設け、お笑い芸人のステージショーやキャラクターショーなどのイベントを実施し、競輪に馴染みのない方にも競輪場へ足を運んでいただく好機になった。 ・このほか、過去に共同通信社杯(GⅡ:H17)、オールスター競輪(GⅠ:H21)、平成24年2月には全日本選抜競輪(GⅠ)の誘致に成功している。 ・今後もナイター競輪を収益改善を図るための骨格とし、単年度収支の黒字化へ向け、有効な対策を講じていく必要がある。 ・この他、JKA交付金制度や払戻率の見直し等、業界全体の課題については、関係団体等と連携を図りながらスピード感を持って取り組む必要がある。		
	市税の適正・公平な課税及び徴収推進	・平成23年度に策定した「松山市税改革プログラム(第3次計画)」に基づき、 ・公正かつ適正な課税の推進 ・市税催告センターの設置 ・愛媛地方税滞納整理機構との連携 ・税啓発活動	・現下の厳しい経済状況の中で、本市の財政運営も一層厳しいものとなっており、自主財源である税収の安定確保が重要な課題となっている。そこで、「税改革プログラム」を策定し、税収を安定的に確保するための様々な取り組みを実施する。 主な取り組みは、 ・申告指導、特別徴収の推進、航空写真を活用した調査等により適正課税に努める。 ・初期滞納の段階で電話による納付の呼び掛けを行う「市税催告センター」を平成23年10月から開設し、滞納累積の未然防止を図る。 ・高額滞納案件や困難案件については、「愛媛地方税滞納整理機構」と連携し、徴収強化を図る。 ・納期内納付や口座振替の推進、税務署と連携した租税教室など税の啓発を行い、納税意識の向上を図る。	

中項目	小項目	(1)取組の柱	(2)方向性	(3)背景・根拠
効率的な行財政運営の推進	計画的な施設更新と公有財産の有効活用	市有施設の計画的な維持保全・更新	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市有建築物の長期維持保全計画立案にむけて、工事履歴、定期点検での劣化状況など、必要な情報を集約できる台帳を整備してゆく。</li> <li>・主要な施設から順に長期維持保全計画を策定してゆく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市有建築物は建設後30年前後経過したものが最も多くなってきており、施設を更新する重要な時期を迎えている。</li> <li>・建築物は、屋根、外壁などとともに、設備機器類などの経年劣化などにより定期的な改修や機器類の更新が必要であるが、それらを計画的に行うことで建物の長寿命化を図り、またそれに要するコストの縮減を図る必要がある。</li> <li>・建築物の改修計画立案にあたっては、耐震面の調査検討がまだ行われていない建築物について、耐震面の検討が必要である。</li> <li>・市営住宅をはじめ一部の施設では、既に計画的に改修しているものもあるが、各施設を所管する部署毎で取り組んでおり、今後は一元管理に向けた関係部署間の協力体制を構築し、計画策定などに取り組む必要がある。</li> </ul>
		公有財産の有効活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・これまで所管課のみで把握していた建物情報に、施設の利用状況や管理コスト及び建物の劣化度などを加えた台帳を整備して一元管理を行い、計画的な施設更新に取り組む。</li> <li>・市有財産(公用車両等を含む)の効率的な修繕と適正な管理に取り組む。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後、生産年齢人口の減少などにより、税収の伸びが期待できない中で、多くの既存市有財産が更新の時期を迎えることとなる。そのため、よりコスト面を重視した上で、高齢化等による住民ニーズと社会環境の変化に則した、計画的で効率的な施設等の管理の在り方が求められる。</li> </ul>
		手続きの利便性の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在、市全体のシステムを見直す「業務システム最適化計画」に基づいて市税や保険料等のシステム改修を行っており、二重投資等の無駄を省き効率的な導入を図るため、システムに標準対応しているコンビニエンスストアでの支払方法を改修に合わせ導入する。</li> <li>・24年度には、納入通知書のレイアウト変更や通信テスト等システム整備などの準備を行い、25年度より介護保険料、保育料、上下水道料等、26年度より国民健康保険料、市民税、固定資産税等のコンビニでの支払を開始する予定。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「水道ビジョンまつやま2009」(平成21年3月策定)の中の取り組み項目である。</li> <li>・本市においては、昭和40年代後半から50年代にかけて構築した多くの水道施設の更新を迎えるが、これを一度に更新するのは得策ではなく、また、経営資源から見ても現実的な対応とはいえない。</li> <li>・そこで、LCC(ライフサイクルコスト(建築物等の存続期間に要する総コスト)の略称)を見据えた水道施設の修繕や更新など、固定資産の管理手法として「アセットマネジメントシステム」(ライフサイクルコストを考慮した効率的な資産管理方法)を導入し、限られた経営資源という制約の中にあっても、水道施設のライフラインとしての機能低下を引き起こさないよう、中長期的視点に立った資産管理が必要である。</li> </ul>
		窓口サービスや支所機能の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民課・支所等は、『より良質なサービスの提供・職員の資質向上』のため「市民の心の待ち時間・クレームゼロ」を目標に日々研鑽に励み、高い水準の窓口サービスを目指す。</li> <li>・また、中島本島以外の離島住民の不便を解消します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在、市税や保険料等公金の支払いは、市役所や支所、金融機関窓口での支払い、口座からの引き落とし(口座振替)等による方法があるが、夜間・休日や買い物にあわせて支払うことができるコンビニエンスストアでの支払方法の導入を望む市民ニーズは高く、また既に導入している自治体が多数ある。</li> </ul>
行政情報の適正運用	情報システムの適切な管理	情報システムの安定的な運用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民の方々への各種行政サービスを提供するうえで、市民窓口の最前線である支所においては、常に、市民ニーズを的確に捉えて改善点を見出し、より高い水準の窓口サービスを目指していくことが求められている。そこで、市民の満足度の向上のため、特に、人材育成に力点を置き、各支所と市民課が連携を図り、研修を合同で行うなど職員のスキルアップに注力しています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民の方々への各種行政サービスを提供するうえで、市民窓口の最前線である支所においては、常に、市民ニーズを的確に捉えて改善点を見出し、より高い水準の窓口サービスを目指していくことが求められている。そこで、市民の満足度の向上のため、特に、人材育成に力点を置き、各支所と市民課が連携を図り、研修を合同で行うなど職員のスキルアップに注力しています。</li> </ul>
		情報システムの最適化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成24年度中に、外国人住民に対応した新住民記録システムを構築する。</li> <li>・住民票のコンビニ交付について、社会情勢や他団体の状況を把握し、導入の可否について検討する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成21年7月15日に「住民基本台帳法の一部を改正する法律」及び「入管法と入管特例法の一部を改正する法律」が公布され、施行日である平成24年7月9日から、外国人住民も日本人と同様に住民基本台帳に記載されることとなる。</li> <li>・そのため、国籍・在留資格・在留期間などの外国人特有の記載事項やアルファベット氏名にも対応するため、システムの再構築が必要不可欠となった。</li> <li>・また、連携する戸籍・印鑑・住民基本台帳ネットワークシステム等の改修も行き、ホスト形式からサーバ形式へと変更することとなる。</li> <li>・なお、本事業は「松山市業務システム最適化計画」(平成22年4月策定)に基づくものであり、総務省が推奨している標準仕様のパッケージシステムを導入し、共通基盤を構築することで、今後の法改正時のスムーズな対応も可能となるほか、改修費や維持管理経費の削減を図るとともに、事務の効率化を図る。</li> </ul>
		市民相談窓口を開設し、関係相談窓口との連携等を図る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民生活に密着した市政相談、暮らしの中での困りごとや心配事の相談が市に寄せられている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民生活に密着した市政相談、暮らしの中での困りごとや心配事の相談が市に寄せられている。</li> </ul>
		・市民からの問合せに、曜日に関係なく、年中無休でコールセンターが回答することにより市民サービスの向上を図るほか、高齢者などITを使用しない市民の方に対しても情報の提供が行えるなど情報格差の解消が図られている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談員では解決できない、法律的な相談に対しては専門家である弁護士、司法書士がアドバイスを行っている。</li> <li>(23年度相談件数)</li> <li>市民相談・・・4,716件</li> <li>弁護士相談・・・920件(多重債務相談含む)</li> <li>司法書士相談・・・102件</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談員では解決できない、法律的な相談に対しては専門家である弁護士、司法書士がアドバイスを行っている。</li> <li>(23年度相談件数)</li> <li>市民相談・・・4,716件</li> <li>弁護士相談・・・920件(多重債務相談含む)</li> <li>司法書士相談・・・102件</li> </ul>
行政情報の適正運用	情報システムの適切な管理	情報システムの安定的な運用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民生活に密着した市政相談、暮らしの中での困りごとや心配事の相談が市に寄せられている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民生活に密着した市政相談、暮らしの中での困りごとや心配事の相談が市に寄せられている。</li> </ul>
行政情報の適正運用	情報システムの適切な管理	情報システムの最適化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民からの問合せに、曜日に関係なく、年中無休でコールセンターが回答することにより市民サービスの向上を図るほか、高齢者などITを使用しない市民の方に対しても情報の提供が行えるなど情報格差の解消が図られている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民からの問合せに、曜日に関係なく、年中無休でコールセンターが回答することにより市民サービスの向上を図るほか、高齢者などITを使用しない市民の方に対しても情報の提供が行えるなど情報格差の解消が図られている。</li> </ul>
行政情報の適正運用	情報システムの適切な管理	情報システムの最適化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・さまざまな行政分野においてIT技術を活用することで、より迅速かつ高度な行政サービスを提供することが必要となっている。</li> <li>・情報システムの維持管理費は年々増加するとともに、国の法改正などに伴うシステムの改修の際には多額の経費が掛かる上、国などからの十分な財源措置がなされない。</li> <li>・平成22年度の高度情報化推進委員会において、IT投資の効果的削減等の対策について「業務システム最適化計画」が承認されている。</li> <li>・これらをふまえながら、市民サービスの多様化・法改正等への対応にかかるIT投資経費の縮減に向けて、効果的な調達支援を実施する必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・さまざまな行政分野においてIT技術を活用することで、より迅速かつ高度な行政サービスを提供することが必要となっている。</li> <li>・情報システムの維持管理費は年々増加するとともに、国の法改正などに伴うシステムの改修の際には多額の経費が掛かる上、国などからの十分な財源措置がなされない。</li> <li>・平成22年度の高度情報化推進委員会において、IT投資の効果的削減等の対策について「業務システム最適化計画」が承認されている。</li> <li>・これらをふまえながら、市民サービスの多様化・法改正等への対応にかかるIT投資経費の縮減に向けて、効果的な調達支援を実施する必要がある。</li> </ul>

中項目	小項目	(1)取組の柱	(2)方向性	(3)背景・根拠
行政情報の適正運用	情報システムの適切な管理	情報セキュリティ意識の向上	情報セキュリティ研修 情報セキュリティ監査 セキュリティセルフチェック	・情報システムが、日常の業務に深く浸透し、大量の情報を日常業務の中で処理することは、もはや当たり前のこととなっている。しかし、その反面、一たび情報流出事故が発生すると、その情報の流出量も大きくなってしまいがちである。一般に、情報流出事故の原因の9割以上は、人的な運用面にあるとされている。よく耳にするような「ハッカー」「不正アクセス」などの技術的な要因や物理的要因によるものは、ごく一部に過ぎない。この事実を、職員一人ひとりの情報セキュリティに対する意識を高めることで、流出事故の多くを未然に防げることを意味する。 しかしながら、全国状況に鑑みるとUSBメモリの紛失事故が発生しており、市民から信頼される行政を実現するためには、更なる情報セキュリティの強化が強く望まれている。そこで、これまで実施してきた情報セキュリティ研修に加え、新たな取り組みとして、情報セキュリティ監査の実施及び全職員に対するセキュリティセルフチェックを実施することで、より一層のセキュリティ強化を図る。
	行政サービスの電子化の推進	電子調達の拡充	・電子入札の拡充と入札情報サービスの充実	・電子入札は官公庁の入札担当部局と各入札参加業者とをネットワークで結び、一連の入札事務をそのネットワーク経由で行う方法である。これを活用することにより、手続きの透明性の確保(情報公開)、品質・競争性の向上(談合機会の減少)、コスト縮減(業者の移動コスト等)、事務の迅速化などの効果が期待されている。 ・電子入札は、ICT(情報通信化技術)化推進の一つとして位置付けており、公共事業については、国土交通省のCALS/EC(地方展開アクションプログラム2001年6月)において展開された。また、都道府県・政令指定都市は、平成19年(2007年)の本格実施を目標に導入を進めることとされており、主要地方都市は平成20年(2008年)、その他の市町村は、平成22年(2010年)までが普及の目安とされているところである。 ・本市の公共工事の発注において、平成16年3月電子入札システムを導入し、官・民双方の入札事務の効率化を図り、公平性・透明性及び競争性を伸長した入札・契約事務を実施しているところである。 ・電子入札システムの利活用等勘案し、電子入札の拡充と入札情報サービスの充実に向けて調査研究等を行うとともに、更なる事務改善や制度改善等を実施しながら入札事務等のスリム化を図る必要がある。
		行政事務の効率化の推進	・全庁的なOA化の推進と職員啓発 ・行政事務の電算化の拡張と効率化 ・高度情報化社会への対応策の調査検討	・現在の情報システムは、行政事務を遂行する上で、また、市民生活において必要不可欠なものとなっている。そこで、更なる事務の効率化及び市民サービスの充実を目指し、システムの見直しや新たなシステムの開発を行う。
	情報公開・個人情報保護の推進	情報公開制度の適正運用	・情報公開制度の適正運用(運用状況の公表、研修の実施)	・情報公開制度は、市の説明責任を果たす観点から、また市民参加の観点からも重要である。 ・情報公開条例に基づいて制度の適正な運用を図る。
個人情報保護制度の適正運用		・個人情報保護制度の適正運用(運用状況の公表、研修の実施、「個人情報取扱事務届出書」のとりまとめ)	・大量の個人情報を保有する本市にとって、個人情報保護は市政への信頼を確保する観点から重要である。 ・個人情報保護条例に基づいて制度の適正な運用を図る。	
地方分権に対応する体制の整備	多様な地域との連携強化	県・市町との共同連携	・二重行政等の解消や行政の効率化 ・共通政策課題への対応	・地方分権改革の進展、市町村合併の進展、厳しい財政状況などの中で、更なる効率化や行政課題への対応を図るためには、県と市町の垣根を越えた連携が必要である。 ・そのため、広域行政を担う県と住民に身近な行政組織である20市町が連携し、知恵と工夫を結集する中で、二重行政の解消のみならず、共通課題に連携して取り組むプラス効果も生み出し、厳しい地域間競争を勝ち抜くための行政の総合力を発揮する必要がある。
		広域連携の推進	・広域行政施策に関する調査研究及び連絡調整 ・広域連携事業の推進 ・その他広域行政の推進	・松山地区広域市町村圏協議会は、圏域の総合的かつ一体的な発展を目指し、昭和47年2月に当時3市9町4村(現在の松山市、伊予市、東温市、久万高原町、松前町、砥部町)によって結成されたが、根拠要綱の広域行政圏計画策定要綱(平成12年3月31日自治振第53号)の廃止(平成21年3月31日)に伴い、第4次松山地区広域市町村圏計画が終了する平成22年度末をもって廃止した。 ・しかし、今後ますます複雑化・多様化する住民ニーズに対応していくためには、行政区域の枠を超えた広域的な施策の推進が重要である。 ・このようなことから、平成23年4月に「松山地区広域連絡調整会」を立ち上げ、これまでの協議会を通して培ってきた信頼関係や都市情報の蓄積などを活かしながら、引き続き連携に向けた検討・協議を行い、圏域全体の住民サービスの向上と新たな魅力の創出や活性化を図る必要がある。
	自立的な行政の推進	基礎自治体としての自主性・自立性の向上	・義務付け・枠付けの見直し ・権限移譲の推進	・人口減少や少子高齢化など社会構造の厳しい変化等に適切に対応し、地域が発展し続けるためには、住民に身近な行政は、地方公共団体が自主的かつ総合的に広く担えるようにするとともに、地域住民が自らの判断と責任において地域の諸課題に取り組むことができるようにしなければならない。 ・そのためには、地方公共団体の自治事務について、国が法令で事務の実施やその方法を規定している義務付け・枠付けの見直しを行い、地域の住民を代表する議会の審議を通じ、地方公共団体自らの判断と責任において行政を実施する仕組みに改めていく必要がある。 ・こうした取組みを通じて、地域の実情に合った最適な行政サービスの提供を実現することを目指す必要がある。 ・また、自らの住む地域のことは自らの責任で決定できる、活気に満ちた地域社会をつくらなければならない。住民に最も身近な行政主体である基礎自治体に事務事業を優先的に配分し、基礎自治体が地域における行政の自主的かつ総合的な実施の役割を担えるようにしなければならない。適切な財源措置を伴う権限の移譲を進める必要がある。
		国等に対する政策提言	・地方分権社会の実現のためには、国の議論や政策決定後の受動的対応ではなく、地方目線で、自ら考え提案する積極的・能動的取組みを推進し、政策形成能力を高める必要がある。	
		中央官庁及び他の自治体の施策の情報収集	・地域の自主性及び自立性を高め、複雑化・多様化する住民ニーズへの対応が求められているなかで、多様なネットワークを活用して、国の動向や魅力あるまちづくりに関する先進地事例等についてスピーディな情報収集の必要性が高まっている。	